

令和 **5** 年度

富士宮市中小企業融資制度

富士宮市産業振興部商工振興課

目 次

1	富士宮市中小企業事業資金融資制度一覧表	1p
2	留意事項	3p
3	融資制度手続きの流れ	3p
4	富士宮市小口資金及び短期経営改善資金融資制度要綱	4p
5	富士宮市小口資金及び短期経営改善資金融資制度事務取扱要領	8p
6	富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱	23p
7	富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱取扱要領	25p
8	(参考) 特別小口資金制度要綱	29p
9	富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給金交付要綱	31p
10	市内取扱金融機関等一覧表	37p

1 富士宮市中小企業事業資金融資制度一覧表

資金名		融資対象者 (各資金ごとにすべての要件を満たしているもの)	資金用途	貸付限度額
小口資金	小口資金	1 市内に店舗、工場または事業所を有する以下のもの ① 常時使用する従業員が 30 人(商業・サービス業は 10 人)以下の会社または個人 ② 組合員数 30 人以下の企業組合 ③ 従業員数 30 人以下の協業組合 ④ 従業員数 30 人以下の医業を主たる事業とする法人 2 市内において 3 か月以上継続して 同一事業を営んでいるもの 3 原則として、融資の申込日以前に納期が到来した市民税の納税額(延納又は納税の猶予に係る税額を除く)を完納しているもの	運転資金 設備資金	700 万円
	特別小口資金	1 協会所定の特別小口保証制度要綱に該当するもの 2 市内において 1 年以上継続して 同一事業を営んでいるもの		
短期経営改善資金		1 常時使用する従業員が 50 人(商業・サービス業は 20 人)以下の法人または個人 2 市内において原則として 1 年以上継続して同一事業を営んでいるもの 3 静岡県中小企業資金融資制度要綱に基づく短期経営改善資金の融資の申込みをしたもの	仕入れ、 決済、賞与 等に必要な 資金	700 万円
富士宮市中小企業育成融資		商工中金に出資している中小企業団体とその構成員	運転資金 設備資金	商工中金の規定による
マル経融資利子補給制度		富士宮商工会議所、または芝川商工会の経営指導を半年以上受け、推薦を受けた上で、平成 28 年 4 月 1 日以後にマル経融資資金を借り受けた小規模事業者であること 融資の申込みの日以前から、市内において事業を営んでいること 市税を完納していること	経営改善	2,000 万円
富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給制度		令和 2 年 3 月 18 日から静岡県が取り扱う期間までの間に静岡県の経済変動対策貸付資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)を借り受けた中小企業者であること。 市内において原則として 1 年以上継続して同一の事業を営んでいること。 市税を完納していること。	運転資金 設備資金	8,000 万円

貸付利率 (年利)	信用保証率 (年利)	返済期間及び 返済方法	連帯保証人 及び担保	申込窓口
1.6% 基準金利 2.08% 利子補給率 0.48%	信用保証協会 の定めるところ による	5 年以内 元金均等月賦償 還 または元利金等 月賦償還	[連帯保証人] 個人:不要 法人:代表者のみ	商工振興課
[担保] 原則として徴しない			必要なし	
1.5%(注 2) 基準金利 2.06% 利子補給率 0.30%	信用保証協会 の定めるところ による	5 か月以内 元金均等月賦償 還、元利均等月 賦償還、又は一 括償還	小口資金と同じ	県の定めるところによ る。ただし、市の確認 を得るものとする。
商工中金の 所定の利率 による	商工中金所定 の利率による	商工中金の規定 による 一括返還、 又は一括償還	商工中金の規定によ る	商工中金の支店又は 貸付業務を委託して いる信用組合
日本政策金 融公庫の所 定の利率に よる	日本政策金融 公庫の所定の 利率による	日本政策金融公 庫の規定による	必要なし	富士宮商工会議所、 又は芝川商工会を仲 介した上で商工振興 課
年 1.3% または 年 1.4%	年 0.28%~1.2% (普通保証) 年 0.58% (SN5 号保証) 年 0.6% (SN4号保証)	元金均等月賦償 還 または元利金等 月賦償還	県信用保証協会の 取扱いによる	各取扱金融機関

注 1: 貸付限度額、貸付利率、信用保証料は、変更する場合があります。

注 2: 利率は、県制度(利子補給率 0.26%)を併用した場合。市制度単独では 1.76%

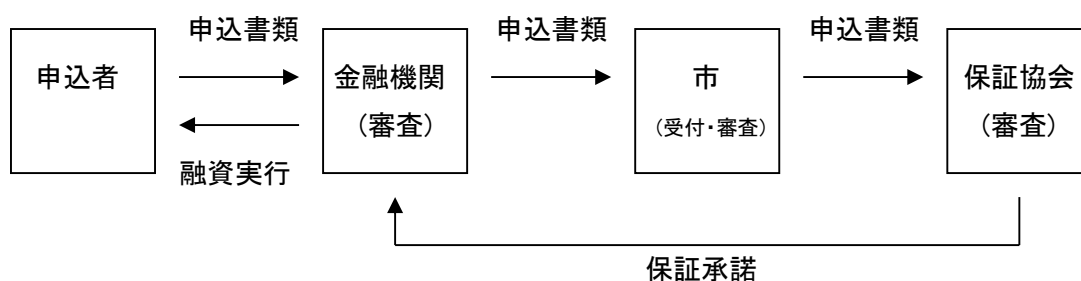
2 留意事項

融資の対象は、静岡県信用保証協会が普通保証制度要綱に定める業種です。詳細は静岡県信用保証協会へお問い合わせください。

3 融資制度手続きの流れ

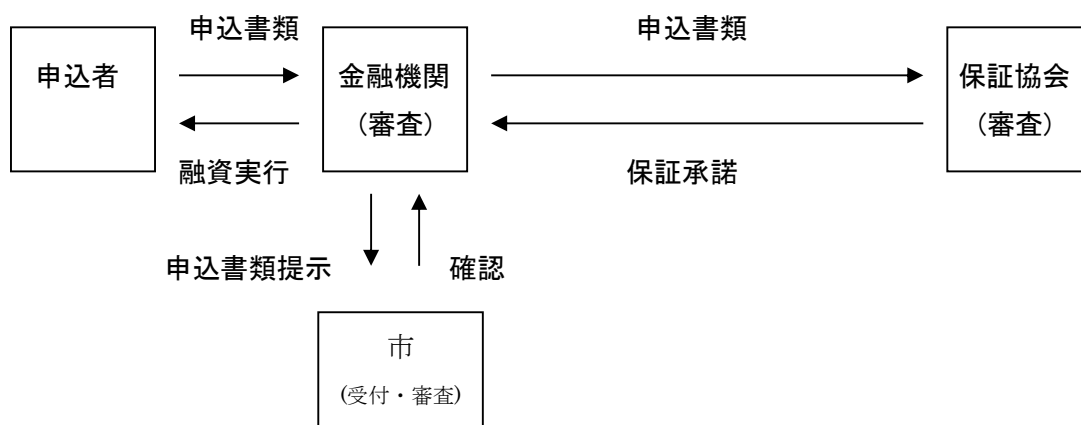
[小口資金]

*「申込書類」=保証協会宛申込書類 + 市長宛申込書



[短期経営改善資金]

*「申込書類」=保証協会宛申込書類 + 市長宛申込書 + 県知事宛申込書



4 富士宮市小口資金及び短期経営改善資金融資制度要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、市内の中小企業者等の経営の安定及び合理化を促進し、その健全な発展に資するため、中小企業者等の事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 次のいずれかに該当する者であって市内に店舗、工場又は事業場を有するものをいう。
 - ア 常時使用する従業員の数が30人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては、10人）以下の会社又は個人
 - イ 事業に従事する組合員の数が30人以下の企業組合
 - ウ 常時使用する従業員の数が30人以下の協業組合
 - エ 常時使用する従業員の数が30人以下の医業を主たる事業とする法人
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。
- (3) 組合 中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までまでに掲げる者をいう。
- (4) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定した市内に本店又は支店を有する金融機関及び株式会社整理回収機構であつてこの要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

(資金の種類)

第3条 この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 小口資金
- (2) 短期経営改善資金

(融資の条件)

第4条 この要綱による融資の条件は、別表のとおりとする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、資金及び融資の条件ごと年度別に区分して算定するものとし、4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から翌年3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中各月初残高（前月末の保証債務残高をいう。）の合計を6で除して得た金額）に融資の実行時における

利子補給率及び12分の6を乗じて得た額の合計額とする。

(交付の申請期限)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする取扱金融機関は、上期の融資に係るものについては9月30日までに、下期の融資に係るものについては3月31日までに市長に申請しなければならない。

(報告)

第7条 協会は、この要綱による保証の状況等について、別に定めるところにより市長に報告しなければならない。

2 協会は、融資が実行された後、取扱金融機関から償還期間等融資の約定事項に変更が生じた旨の報告を受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(富士宮市小口資金融資制度要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 富士宮市小口資金融資制度要綱(昭和53年6月26日市長決裁)

(2) 富士宮市中小企業季節資金融資制度要綱(昭和56年3月20日市長決裁)

(富士宮市小口資金融資制度要綱等の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の富士宮市小口資金融資制度要綱又は富士宮市中小企業季節資金融資制度要綱の規定により実行された融資(以下「既往分融資」という。)については、資金の預託を除き、なお従前の例による。

4 既往分融資の利子補給率については、融資の実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算定したものとす。

$$\frac{\text{融資利率} - \text{預託利率} \times \text{預託割合}}{1 - \text{預託割合}} - \text{融資利率}$$

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、静岡県信用保証協会がこの要綱の施行の日以後に保証の承諾をした資金の貸付けから適用し、静岡県信用保証協会が同日前に保証の承諾をした資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、静岡県信用保証協会がこの要綱の施行の日以後に保証の承諾をした資金の貸付けから適用し、静岡県信用保証協会が同日前に保証の承諾をした資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、静岡県信用保証協会がこの要綱の施行の日以後に保証の承諾をした資金の貸付けから適用し、静岡県信用保証協会が同日前に保証の承諾をした資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、静岡県信用保証協会がこの要綱の施行の日以後に保証の承諾をした資金の貸付けから適用し、静岡県信用保証協会が同日前に保証の承諾をした資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、静岡県信用保証協会がこの要綱の施行の日以後に保証の承諾をした資金の貸付けから適用し、静岡県信用保証協会が同日前に保証の承諾をした資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、静岡県信用保証協会がこの要綱の施行の日以後に保証の承諾をした資金の貸付けから適用し、静岡県信用保証協会が同日前に保証の承諾をした資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

別表（第4条関係）

資金の区分	融資対象者	資金の用途	融資限度額	融資利率	償還期間	償還方法	信用保証及び保証料率	担保及び保証人
1 小口資金	市内において3月以上継続して同一事業を営んでいる小規模事業者であって、原則として、融資の申込日以前に納期が到来した市民税及び県民税の納税額（延納又は納税の猶予に係る税額を除く。）を完納しているもの。	設備資金及び運転資金	1 小規模事業者につき700万円	年1.60パーセント	5年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還	協会の保証付きとし、保証料率は協会の定めるところによる。	協会の定めるところによる。
2 短期経営改善資金	市内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は組合であって、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱に基づく短期経営改善資金の融資の申込みをしたもの	仕入れ、決済、賞与等に必要ない資金	(1) 1 中小企業者につき700万円 (2) 1 組合につき1,500万円。ただし、組合員に対する転貸融資（1 組合員につき700万円を限度とする。）の場合、1 億円	年1.50パーセント	5か月以内	元金均等月賦償還、元利均等月賦償還又は一括償還	協会の保証付きとし、保証料率は協会の定めるところによる。	協会の定めるところによる。

5 富士宮市小口資金及び短期経営改善資金融資制度事務取扱要領

第1 融資の申込

- (1) 融資の申し込みに係る提出書類及び申込窓口は、別表1のとおりとする。
- (2) 申込窓口は、融資の申し込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、適当と認められたときは、申込書類を静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）に送付するものとする。
- (3) 協会は、申込書の送付を受けたときは、速やかに審査を行い、適当と認められたときは、取扱金融機関に保証の承諾を行うものとする。
- (4) 協会は、取扱金融機関以外から申込書類の送付を受けたときは、速やかに審査を行い、適当と認められたときは、取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。
- (5) 取扱金融機関は、前号による融資のあっせんを受けたときは、速やかに審査の上、融資を行うものとする。ただし、やむを得ず融資のあっせんを拒絶しようとするときは、市長に通知するものとする。
- (6) 取扱金融機関は、前号の融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。
- (7) 融資の申し込みを行った者は、融資の実行に際して、融資の種別ごとに債務があつてはならない。
ただし、小口資金については、この限りでない。
- (8) 融資を受けた者は、富士宮市小口資金及び短期経営改善資金制度要綱（以下「要綱」という。）及び本要領並びに協会及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

第2 保証状況の報告

協会は、毎月別に定めるところにより保証状況を市長に報告するものとする。

第3 利子補給

- (1) 利子補給金交付手続きは、小口資金及び短期経営改善資金について一括して行うものとする。
- (2) 市長は、取扱金融機関からの利子補給金交付申請に先立って、協会から報告された利子補給実績を基に、取扱金融機関に対して利子補給金（補助金）内示書（第4号様式）により当該利子補給金の内示を行うものとする。
- (3) 取扱金融機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、次により市長に申請するものとする。
 - ① 提出書類・部数
 - ア 利子補給金（補助金）交付申請書（第5号様式） 1部
 - イ 所要額計算書（第6号様式） 1部
 - ② 提出期限
要綱の規定による。
- (4) 市長は、前号の申請を受けたときは、速やかに内容の審査を行い適当と認められたときは、利子補給金（補助金）交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。
- (5) 取扱金融機関は、前号の決定通知があったときは、次のとおり市長に実績を報告するものとする。
 - ① 提出書類・部数

ア 補助事業実績報告書（第8号様式） 1部

イ 所要額計算書（第6号様式） 1部

② 提出期限

利子補給金（補助金）交付決定通知書受領後10日以内

(6) 市長は、前号の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金の交付を確定し、当該取扱金融機関に対し利子補給金（補助金）交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(7) 取扱金融機関は、前号の確定通知があったときは、次のとおり市長に利子補給金を請求するものとする。

① 提出書類・部数

利子補給金（補助金）請求書（第10号様式） 1部

② 提出期限

利子補給金（補助金）交付確定通知書受領後10日以内

第4 利子補給率

取扱金融機関に対する利子補給率は、別表2に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この要領は、決済の日から施行し、平成14年度分の利子補給金から適用する。
- 2 既往分融資については、資金の預託を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、決済の日から施行し、平成15年度分の利子補給金から適用する。
- 2 既往分融資については、資金の預託を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 提出書類等

資金名	提出書類	申込窓口
小口資金	① 富士宮市小口資金融資申込書（第1号様式） ② 市税完納証明書 ③ 富士宮市小口資金融資制度借換計画書（第3号様式） （借換を伴う融資申込の場合） ④ 協会が定める書類	富士宮市商工振興課
短期経営改善資金	① 富士宮市短期経営改善資金融資申込書（第2号様式） ② 協会が定める書類	県の定めるところによる。 ただし、市の確認を得るものとする。

別表2 利子補給率

(1) 当年度分

資金名	利子補給率
小口資金	年0.48%
短期経営改善資金	年0.30%

(2) 小口資金既往分

貸付実行年度	利子補給率
令和元年度	年0.48%
令和2年度	年0.48%
令和3年度	年0.48%
令和4年度	年0.48%
令和5年度	年0.48%

富士宮市小口資金融資申込書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所

(法人の場合は所在地)

氏 名

(法人の場合は名称及

び代表者の職・氏名)

電 話 番 号 () -

申 込 者 記 入 欄		申 込 窓 口 (金 融 機 関 含 む) 記 入 欄		
融資申込金額	円	機関名 (支店名)		
融資希望期間 (措置期間)	か月 (か月)	受 理 年 月 日		
融資希望金融 機関 (支店名)	第一希望	基 準 金 利 A	%	
	第二希望	市利子補給率 B	%	
業 種		保 証 協 会 記 入 欄		
		保 証 諾 否	承 諾 不 承 諾	
従 業 員 数 (組 合 員 数)	人	保 証 承 諾 日		
		保 証 金 額	円	
資 本 金 (出 資 金)	円	保 証 期 間	か月	
営 業 年 数	年	(富士宮市受付欄)		
資 金 使 途 (具体的に記入)				
資 金 計 画	当資金			円
	自己資金			円
	その他借入金			円
	計	円		

※ 上記表の各欄には、申込者（企業者等）及び関係機関が記載してください。

※ 申込者は、この申込書に定められた書類が添付されていることを確認のうえ、この要綱の定めにより富士宮市産業振興部商工振興課に提出してください。

※ 申込者は、融資手続き、利子補給金交付手続き、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、市が取扱金融機関及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに市が取扱金融機関及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

富士宮市短期経営改善資金融資申込書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(法人の場合は所在地)
氏 名
(法人の場合は名称及
び代表者の職・氏名)
電 話 番 号 () -

申 込 者 記 入 欄		申 込 窓 口 (金 融 機 関 含 む) 記 入 欄		
融資申込金額	円	機関名 (支店名)		
融資希望期間 (措置期間)	(か月 か月)	受 理 年 月 日		
		基 準 金 利 A	%	
返 済 方 法 (いずれかに○)	1 月賦	県 利 子 補 給 率 B	%	
	2 一括	市 利 子 補 給 率 C	%	
融資希望金融 機関 (支店名)	第一希望	融 資 利 率 A - B - C	%	
	第二希望	保 証 協 会 記 入 欄		
業 種		保 証 諾 否	承諾 不承諾	
		保 証 承 諾 日		
従 業 員 数 (組 合 員 数)	人	保 証 金 額	円	
		保 証 期 間	か月	
資 本 金 (出 資 金)	円	(富士宮市確認欄)		
営 業 年 数	年			
資 金 使 途 (具体的に記入)				
資 金 計 画	当資金			円
	自己資金			円
	その他借入金			円
	計			円

- ※ 上記表の各欄には、申込者（企業者等）及び関係機関が記載してください。
- ※ 申込者は、この申込書に定められた書類が添付されていることを確認のうえ、この要綱の定めにより富士宮市産業振興部商工振興課に提出してください。
- ※ 申込者は、融資手続き、利子補給金交付手続き、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、市が取扱金融機関及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに市が取扱金融機関及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

富士宮市小口資金融資制度借換計画書

富士宮市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

(単位:円)

	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	最終期日
富士宮市小口資金 既往借入分		年 月 日			年 月 日
		年 月 日			年 月 日
		年 月 日			年 月 日
	小 計				
増額借入希望額					
今回借入申込額		年 月 日			年 月 日

(注) 今回借入申込額の借入日及び最終期日は、それぞれ予定年月日を記載。

記載例

富士宮市小口資金融資制度借換計画書

富士宮市長 様

住所又は所在地 富士宮市弓沢町150番地

(株)富士宮商店

氏名又は名称 代表取締役 富士宮太郎

(単位:円)

	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	最終期日
富士宮市小口資金 既借借入分	〇〇銀行	令和3年5月12日	5,000,000	2,900,000	令和3年4月 日
	△△信用金庫	令和3年4月20日	2,000,000	1,800,000	令和3年4月 日
	小 計	令和 年 月 日	7,000,000	4,700,000	令和 年 月 日
増額借入希望額				2,300,000	
今回借入申込額	△△信用金庫	令和3年6月10日		7,000,000	令和3年6月 日

(注) 今回借入申込額の借入日及び最終期日は、それぞれ予定年月日を記載。

利子補給金（補助金）内示書

富商第 号
令和 年 月 日

様

富士宮市長 須藤 秀忠

富士宮市小口資金及び短期経営改善資金利子補給金（補助金）について、下記のとおり内定したので通知します。

記

1 事業の期間	令和	年度上期分
2 金額		円
3 内訳		
(1) 小口資金		円
(2) 短期経営改善資金		円

* 利子補給金の交付を受けようとするときは、上期の融資に係るものについては9月30日までに、下期の融資に係るものについては3月31日までに利子補給金（補助金）申請書により申請してください。

利子補給金（補助金）交付申請書

令和 年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

富士宮市小口資金及び短期経営改善資金貸付事業について、利子補給金（補助金）の交付を受けたく下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の期間 令和 年度（上期・下期）分
- 2 補助金申請額 円
- 3 算出の基礎 別添所要額計算書のとおり

所要額計算書

融資年度	資金名	融資平均残高 a (各月初残高合計/6か月)	基準金利 b %	融資利率 c %	利子補給率 d = b - c %	利子補給金 a × d × 6 / 12 円
		円	%	%	%	円
合 計						円

利子補給金（補助金）交付決定通知書

富商第 号
令和 年 月 日

様

富士宮市長 須藤 秀忠

令和 年 月 日付けで申請のあった富士宮市小口資金及び短期経営改善資金に係る利子補給金（補助金）の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業の期間	令和	年度	期分
2 金額			円
3 内訳			
(1) 小口資金			円
(2) 短期経営改善資金			円

* この通知書を受領してから10日以内に補助事業実績報告書を提出してください。

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け富商第 号の2で利子補給金（補助金）の交付の決定があった富士宮市小口資金及び短期経営改善資金貸付事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の期間 令和 年度（上期・下期）分
- 2 補助金申請額 円

利子補給金（補助金）交付確定通知書

富商第 号
令和 年 月 日

様

富士宮市長 須藤 秀忠

令和 年 月 日付けで提出のあった補助事業実績報告書について審査した結果、下記のとおり富士宮市小口資金及び短期経営改善資金融資利子補給金として確定したので通知します。

記

1 事業の期間	令和	年度	期分
2 金額			円
3 内訳			
(1) 小口資金			円
(2) 短期経営改善資金			円

* この通知書の受領後10日以内に利子補給金（補助金）請求書を提出してください。

利子補給金（補助金）請求書

令和 年 月 日

富士宮市長 様

住所
補助事業者 名称
代表者氏名 印

次のとおり請求します。

請求金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

請求内訳

令和 年度 期分富士宮市小口資金及び短期経営改善資金利子補給金

請求金額を下記の口座へ振り込んでください。

金融機関名
支店名
預金種別 当座・普通・その他
口座名義人 (かた)
口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6 富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、小規模事業者の経営の安定化を図るため、マル経融資を借り受けた小規模事業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者で、市内において事業を営むものをいう。
- (2) マル経融資 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営貸付制度による貸付資金をいう。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付対象者は、富士宮商工会議所又は芝川商工会の推薦を受け、マル経融資を借り受けた小規模事業者で市税を完納しているものとする。

(交付対象期間)

第4条 利子補給金の交付の対象となる期間は、マル経融資の最初の利子支払日から起算して2年以内とする。

(利子補給金の額等)

第5条 利子補給金の額は、前条に規定する期間内に公庫へ支払ったマル経融資に係る利子（約定に基づく償還に係るもの（繰上返済に係るものを含み、返済遅延により加算された延滞利息は除く。）をいう。以下「約定利子」という。）のうち、年利0.5パーセントに相当する額（約定利子に係る利率が年利0.5パーセントを下回る場合は約定利子に相当する額）とする。

2 前項の規定により算出した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、12回目及び24回目のマル経融資の利子の支払日（繰上返済を行った場合は、繰上返済日）からそれぞれ30日以内に、補助金交付申請書に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 公庫が発行した利息支払証明書及び支払済額明細書
- (2) 市税完納証明書

2 前項の規定による補助金交付申請は、規則第10条の規定による補助事業実績報告とみなす。

(確定通知)

第7条 規則第11条に規定する補助金交付確定は、規則第6条第1項の規定による補助金交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

7 富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成28年2月26日副市長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金額の算出)

第2条 利子補給金額は、小規模事業者経営改善資金（以下「マル経融資」という。）の借り受け後1回目から12回目までの返済にかかる支払利子額及び13回目から24回目までの返済にかかる支払利子額に、0.5パーセントを乗じ、融資利率で除した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

(事前提出書類)

第3条 利子補給金の交付を受けようとする者は、マル経融資の借り受け後、30日以内に次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事前提出書（第1号様式）
- (2) 支払額明細書の写し
- (3) 個人（法人）情報の取扱に関する同意書（第2号様式）

(変更の届出)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届書（第3号様式）により届けるものとする。

- (1) 住所又は氏名（法人にあたっては、所在地、名称又は代表者名）に変更があったとき。
- (2) マル経融資の融資条件に変更があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

事前提出書

令和 年 月 日

富士宮市長 あて

所在地

名称及び代表者氏名

⑩

電話番号

富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金を受けたいので、下記のとおり事前提出書類を提出します。

記

- 1 支払額明細書の写し
- 2 個人（法人）情報の取扱に関する同意書

第2号様式（第3条関係）

富士宮市長 様

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

個人（法人）情報の取扱に関する同意書

私は、富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金制度を利用するにあたり、以下の事項について同意します。

- 1 富士宮市が下記に掲げる私に関する個人情報（過去のものを含む）を下記の目的のために必要な範囲で利用すること
- 2 富士宮市が下記に掲げる私に関する個人情報（過去のものを含む）を下記の目的のために必要な範囲で、株式会社日本政策金融公庫、富士宮商工会議所及び芝川商工会との間で授受すること

記

【利用する個人（法人）情報】

- ・氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- ・住民票記載事項・あっせん申請時に提出する書類等記載の一切の情報
- ・融資の条件変更等、融資状況に関する情報

【個人（法人）情報の利用目的】

- ・富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付の適切な遂行、及び継続的な管理

<個人（法人）情報の取扱いについて>

富士宮市は、個人（法人）情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、事業者様の個人（法人）情報等を、利子補給業務及びこれに付随する業務に必要な範囲で利用すること。

変更届出書

年 月 日

富士宮市長

所在地
申請者 名 称

代表者氏名

㊟

富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要領第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更区分	<input type="checkbox"/> 住所・所在地変更 <input type="checkbox"/> 氏名・名称変更 <input type="checkbox"/> 代表者変更 <input type="checkbox"/> 融資条件変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

※変更内容を証明できる資料を添付してください。

8 (参 考)

特 別 小 口 保 証 制 度 要 綱

(静岡県信用保証協会保証制度要綱集から転載)

1. 目 的

この保証制度は、金融機関から融資を受けるに際して担保・保証人の提供を困難とする県内の小規模企業者に対し、無担保無保証人にて小口事業資金を保証することを目的とする。

2. 対象となる小規模企業者

静岡県内に事務所又は営業所を有し、次に掲げる資格、要件を具備する事業者であること。

(1) 資 格

- (ア) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては 5 人）以下の小規模企業者であつて指定業種（付 1 掲載）に属する事業（以下「特定事業」という。）を営むもの。
- (イ) 事業協同組合であつて特定事業を営むもの又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を営む者であるもの。
- (ロ) 特定事業を営む企業組合・協業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下のもの。
- (ハ) 医業を主たる事業とする法人であつて常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの（前各号に掲げるものを除く）。

(2) 要 件

- (ア) 保証の委託申込み日以前 1 年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を営んでいること。
- (イ) 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は、法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村税の所得割のいずれかについて、保証の委託申込みの日以前 1 年間に納めなければならない税金があるものであつて、かつ税金を完納していること。
- (ロ) 本制度以外の保証残高のないこと。

3. 取 扱 い 要 項

(1) 保証額の限度

1 企業 2,000 万円とする。

(2) 保証期間

5 年以内とする。

(3) 資金使 途

事業経営に必要な運転資金又は設備資金とする。

(4) 貸 付 形 式

手形貸付又は証書貸付とする。

(5) 貸 付 利 率

金融機関所定の率による。

(6) 連帯保証人及び担保

徴求しない。

(7) 信用保証料

法人の場合、年 0.75%とする。

(8) 納税証明の添付

所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（障害者、老年者、寡婦控除があったため均等割となったものを含む）のいずれかの税目について税務官公署の納税証明書を添付するものとする。

4. 取扱い金融機関

当協会と約定を締結している金融機関とする。（付 3 掲載）

5. 申込み手続き

協会所定の信用保証委託申込書左肩制度名欄に「特小」と表示し、市町村、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関又は協会へ申込む。

6. その他の取扱い

この要綱に定めていない事項については、普通保証制度と同様の取扱いとする。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

9 富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、経済環境の変化による売上げの減少や原材料等の高騰の影響を受けている市内の中小企業者の資金調達を支援し、経営の安定化を図るため、静岡県経済変動対策貸付資金を借り受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 経済変動対策貸付資金 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号静岡県商工労働部長通知）別表経営安定資金のうち、経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠に限る。）の要件に該当するものをいう。

(利子補給対象者)

第3条 利子補給対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年3月18日から県の取り扱う期限までの間に経済変動対策貸付資金を借り受けた、又は同日までに静岡県信用保証協会に申し込み、経済変動対策貸付資金を借り受けた中小企業者であること。
- (2) 市内において原則として1年以上継続して同一の事業を営んでいること。
- (3) 市税を完納していること。

(補助額)

第4条 補助額は、利子補給対象者が償還した利子額とする。ただし、返済遅延により加算された延滞利子は、補助対象外とする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給の期間は、経済変動対策貸付資金の借り受け後3年以内とする。

(交付申請等)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、12回目、24回目及び36回目の経済変動対策貸付資金の利子の支払日（繰上返済を行った場合は、繰上返済日）からそれぞれ30日以内に、補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 所要額計算書（第1号様式）
- (2) 利子支払証明書（第2号様式）
- (3) 市税完納証明書

2 規則第10条の規定による補助金実績報告は、前項の規定による補助金交付申請をもってなされたものとみなす。

(交付確定)

第7条 規則第11条の規定による補助金交付確定は、規則第6条第1項の規定による補助金交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(芝川町の編入に伴う経過措置)

2 芝川町の編入の日(以下「編入日」という。)以後における第3条第2号の規定の適用については、編入日の富士宮市の区域をもって市内とみなす。

3 編入日前の芝川町の区域内にある中小企業者に係る第5条の規定の適用については、同条中「経済変動対策貸付資金の借り受け後」とあるのは「平成22年4月1日から」とする。

附 則(平成22年5月18日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

(原油・原材料高対応の特例)

4 令和4年7月1日から令和6年3月31日までの間に限り、第2条第2号中「新型コロナウイルス感染症対応枠」とあるのは、「原油・原材料高対応枠及び新型コロナウイルス感染症対応枠」とする。

附 則(平成24年3月21日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則(令和2年6月30日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則(令和2年10月28日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則(令和2年12月28日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

附 則(令和4年9月30日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、令和4年7月1日以後に借り受けた経済変動対策貸付資金について適用する。

附 則(令和5年4月1日副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、令和5年4月1日以後に借り受けた経済変動対策貸付資金について適用する。

補助金交付申請書 (利子補給金)

令和 年 月 日

富士宮市長 須藤 秀忠 様

住 所
申請者 名 称
代表者

㊞

富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給事業を実施したいので、
補助金を交付願いたく下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 所要額計算書及び利子支払証明書 別添のとおり
- 3 特 記 事 項

第1号様式（第6条関係）

所要額計算書

所在地

申請者名称

代表者氏名

⑩

約定返済回数	約定返済年月日	返済額	うち利子額
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
第 回	年 月 日	円	円
計		円	円

※融資実行時に利子を支払った場合は、融資実行時の支払利子を第1回目に記載してください。

第2号様式（第6条関係）

利子支払証明書
様

所在地

申請者 名 称

代表者氏名 ⑩

私が支払った下記期間の静岡県経済変動対策貸付資金の利子について証明願います。

記

1 支払期間 年 月 ～ 年 月

2 支払利子額 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

所在地

金融機関 名 称

代表者氏名 ⑩

請 求 書

年 月 日

富士宮市長 須藤秀忠様
 (商 工 振 興 課)

住 所

氏 名

印

次のとおり請求します。

請 求 金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

請求内訳

富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給金として

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

下記の口座へ振り込んでください。

金 融 機 関 名

支 店 名

預 金 種 別 当 座 ・ 普 通

口座名義人 (かた)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

10 市内取扱金融機関等一覧表

金融機関名		所在地	電話	FAX
静岡銀行	富士宮支店	宮町8-27	27-8111	28-0036
	富士宮東支店	西小泉町29-5	27-5551	23-2804
	富士宮北支店	万野原新田2876-7	23-9595	28-0168
スルガ銀行	富士宮支店	中央町4-8	24-8000	26-8528
清水銀行	富士宮支店	中央町1-17	26-4145	26-8445
	大宮支店	若の宮町217	27-3911	24-2549
	野中支店	野中東町212	24-3773	24-2449
静岡中央銀行	富士宮支店	ひばりが丘1124	26-8121	28-0028
富士宮信用金庫	審査課	元城町31-15	23-3118	23-6222
	本店	〃	23-3111	26-0343
	神田支店	大宮町3-14	27-3321	26-0149
	西町支店	西町26-14	26-5194	26-0319
	東町支店	東町11-3	26-8194	26-0322
	北支店	光町7-7	27-5141	26-0324
	富士根支店	小泉467-9	27-2826	26-0327
	上野支店	下条307-3	58-1211	58-3473
	富士見支店	富士見ヶ丘463-1	23-1811	26-0328
	駅南支店	田中町930-4	24-4111	26-0329
	淀川支店	淀川町35-16	24-8111	26-0339
	万野支店	万野原新田3072-6	26-1111	26-1114
	上井出支店	上井出34-3	54-3333	54-3335
	芝川支店	長貫1105-7	65-1151	65-2377
富士信用金庫	富士宮支店	城北町66	27-8811	23-1319
	富士宮東支店	東町9-5	26-3711	26-3721
富士宮農業協同組合	金融推進課	外神東町117	58-6611	58-5340

静岡県 信用保証協会	本店	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル	054- 252-2121	054- 254-9640
	沼津支店	沼津市米山町6番5号 沼津商工会議所会館3階	055- 926-0100	055- 926-0115
商工組合中央金庫	沼津支店	沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館2階	055- 920-5000	055- 920-5060

富士宮市産業振興部商工振興課 知財戦略・商業係

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

電話 0544-22-1295

Fax. 0544-22-1385

e-mail shoko@city.fujinomiya.lg.jp